

市町村立学校教職員の懲戒処分

- 1 被処分者 A（男）
- 2 年 齢 20歳代
- 3 所 属 福岡教育事務所管内の小学校
- 4 職 名 教諭
- 5 処分時期 令和7年8月27日
- 6 処分の程度 停職12月

7 処分の理由

被処分者は、令和7年6月14日（土）午後6時30分頃から午後8時40分頃までの間、居酒屋で生ビール（中ジョッキ）を5杯飲酒し、その後、午後8時50分頃から午後11時頃までの間、別の居酒屋で日本酒（コップ180～200ml）を3杯飲酒した。

その帰路、JR駅付近でレンタルした電動アシスト自転車を飲酒した状態で運転した。

翌15日（日）午前0時9分頃、警察官から声をかけられて、アルコール検査の結果、呼気から0.24mg/Lのアルコールが検出され、酒気帯び運転の容疑で検挙された。

被処分者は、同年7月31日（木）に道路交通法違反で罰金10万円の略式命令を受けた。

このことは、教育公務員として誠に遺憾な行為であり、地方公務員法第29条第1項に規定する懲戒事由に該当するものである。